

市議会基本条例の 説明会開催と意見募集

市議会は、次の案をまとめましたので意見募集と、説明会を開催します。

◆生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例(案)

市民の皆さんからの負託に的確に応え、市民福祉の向上に尽くすことを目的に、議会や議員の活動に関する基本的な事柄を定める条例の制定を検討しています。

◆生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例(案)

市行政の計画立案過程の監視を強化し、市民の視点に立った透明性の高い市行政を推進するため、重要な計画の策定などに議会の議決を必要とすることを定める条例の制定を検討しています。

◎問い合わせ 市議会事務局 (内線604)

■意見を募集

◎意見の募集期間 4月18日(木)～5月17日(金) (必着)まで

◎閲覧場所 市役所の市政情報コーナーや主な公共施設

——市ホームページ「パブリックコメント」のページでも見ることが出来ます。

◎意見の提出方法 意見を出せる人の条件や提出方法は、閲覧書類がホームページを閲覧ください。

◎その他 意見の内容は、住所・氏名などを除き公表する場合があります。なお、個別の回答は行いません。

◎説明会を開催

◎対象 市内に住む人
◎とき・ところ 4月27日(土) 13時～15時、市役所4階大会議室

中小企業融資制度を利用してください

市内中小企業者の金融円滑化のため、生駒市中小企業融資制度を設けています。

◎資格 市内に1年以上住所がある個人か、市内に1年以上登記されている事業所を持つ法人で、6か月以上同一事業(興行的な事業を除く)を営み、中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者

◎資金使途 事業に必要な設備・運転資金

◎融資限度額 1,000万円

——企業立地促進事業の対象になるものは300万円

生産緑地地区の追加指定を募集

みどりのオープンスペース機能、防災避難空地としての機能、雨水の貯留や水循環を担う機能などを期待することができる市街化区域内の農地・緑地を保全する取り組みとして、生産緑地地区の追加指定の募集を行います。

対象 ▶ 市街化区域内にある農地などで、次の要件全てに該当する一団のものの区域であること

- ① 良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地の用に供する土地として適していること
 - ② 面積が一団で500平方メートル以上の規模の区域
 - ③ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていること
 - ④ 登記名義人などの全ての関係権利者から生産緑地地区の指定同意を得ることができること
- 追加指定が行えない場合がありますので、必ず申請前に相談してください。農地などの位置と面積、土地所有者が確認できる書類があれば随時相談を受け付けます。

必要書類 ▶ 追加指定申請書、指定同意書(申請者以外に権利者がいる場合)、位置図、印鑑登録証明書、公図の写し、登記事項証明書など

申し込み・問い合わせ ▶ 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、5月1日(水)～7月31日(水)に直接、都市計画課(内線566)



備・運転資金

◎融資限度額 1,000万円

——企業立地促進事業の対象になるものは300万円

◎融資利率 年2.175% (平成25年4月1日現在)

◎融資期間 (6か月以内の据置き含む)

◆500万円以下：4年

◆500万円超～3000万円以下：7年

◆3000万円超～1億円以下：15年

◎償還方法 毎月元金均等分割(6か月以内の据置き可能)

◎担保 原則として無担保

◎保証人 法人は代表者。個人は原則不要

◎その他 この制度の利用には、奈良県信用保証協会の保証を受けること(債務保証料は利用者が2分の1を負担すること)、市税を滞納し

ていないこと、この融資制度の保証人となっていないことなどが必要です。

◎利子補給 2.175%のうち1%に相当する額を補給します。補給時期は年1回、一定の要件が必要です。

◎問い合わせ 経済振興課 (内線323)

中小企業を支援します

